



場 所 後 者 順 一
 行 町 任 深 田
 発 垣 資 長
 岡 垣 町 長

家屋調査実施!!

昭和四十八年度固定資産(家屋)税の課税資料を作るため毎年新築、増改築の家屋の調査をする時期になりました。

各戸色々とお都合があるでしょうが調査に御協力をお願いします。

○調査時期

自昭和四十七年十月
 至昭和四十八年二月
 ○調査戸数
 約二百五十戸

「適正調査で

公平課税」

十月は町県民税(三期)の納付月です。

税務課

税の資料とします。其の際に登記所に提出された書類其の他参考となる書類をお持ちの方はお見せ願います。

老人医療無料化の 諸手続きは早目に

七十才以上の老人に対しては国保関係は前年十月一日から、また社会保険関係は本年四月一日から医療費の無料化が実施されており、早目にして下さい。

一、国保、社保でまだ医療証を受

け取っていない人(但し未契約会社分を除く)
 一、社会保険のうち町長と未契約の会社(新日鉄、安川、三菱化成、産業など)の従業員家族で医療機関に支払った分の払戻しをうけていない人
 (右の人は役場民生課へ)



閉山 炭 鉱 水道工事に着手

戸切百合野地区の簡易水道は、旧九州探炭海老津鉱業所が施設したもので、水源を水神川よりポンプで汲上げ一日四時間の時間給水が続いている現況であり、環境衛生の立場から、国庫補助金を申請して水道施設工事に着手した。工事期間中は関係地域に対して種々御迷惑をかけると思いますが協力下さるようお願いいたします。※尚この建設資金は国民年金特別融資を受けたものであります。

総事業費 一、二、三、四千万円
 工 期 自四十七年九月二十日
 至四十八年二月二十日

吉木地区の 地籍簿の閲覧告示

地籍調査実施に際しましては、委員及び関係者の御協力により吉木地区においては順調に事業の完遂をしていること、感謝いたしております。

ついでは一筆ごとの調査が完成いたしましたので、昭和四十七年十一月十三日より十二月二日まで左記により閲覧をしておりますので土地所有者は全員もれなく印鑑持参の上、閲覧下さるようお知らせします。

一、岡垣町大字吉木の地籍簿及び

とどいたら、まず、とじましよう

地籍図の閲覧

二、閲覧期間

昭和四十七年十一月十三日より
昭和四十七年十二月三日まで

(二十日間)

三、閲覧の場所

岡垣町中央公民館にて

四、閲覧時間

期間中毎日九時より十七時迄

五、閲覧の結果

誤り等の申し立ては、書面による
ることになっておりますので、申
立用紙は閲覧の場所へ交付しま
す。

企画振興課

し尿を排出するあなたに、次
のことがついてお願ひします

一、一般家庭は原則として人頭制
適用世帯で、業者が受持ち区域内
の汲取り作業を計画表により行な
っております。従って定期的巡回
のときは必ず汲取ってもらふこと
但し無臭トイレ等の改良使用、
事業所などは、従量制を適用して
おります。18ℓ一三八円です。

一、維持管理不十分な便所(いわ
ゆる水洩れなどの不良便槽)は従
量制を適用します。

これは、伝染病発生などの衛生上
の問題となるうえに、汲取料金が
高いというようなトラブルの原因
にもなり、大変不利となります。
あなたの責任において完全に修理

して下さい。

一、し尿汲取の際は、立会って必
らず領収書を受取り保管すること
一、し尿汲取りのホースは、最大
限四〇メートルですから(し尿汲
取車の通る道路)それより遠方の
ところで問題が起きても、責任は
負えません。

五十六才をむかえた 簡易保険

大正五年十月一日に誕生しまし
た「郵便局の簡易保険」は昔さま
に愛され、親しまれながら五十六
年を迎え、総加入件数四千六百万
件、契約高一四兆円となりました
加入者の皆さんから払込まれる掛
金は、信託財産として積立てられ
ておりますが、その額は三兆二千
億円に達し、「簡易資金」として
国づくり町づくりで、みなさんの
身近なところ(岡垣中学校、各小
学校、町営住宅)で活躍していま
す。

このほか簡易保険では加入者へ
の直接サービスとして、全国に加
入者ホーム一三か所、保養センタ
ー四八か所、診療所二九か所、青
少年レクリエーションセンター一
か所などの福祉施設をもうけてお
り、昨年一年間で三百三十万人も
の人が利用し、非常に好評を博し
ておりますので、今後さらに拡充
を予定しています。また、国民の

特に転入、新築等の際は注意し
て下さい。

し尿に関する色々の問題は、中
間市他遠賀郡四ヶ町環境衛生施設
組合(TEL六九一一二一八四)
へ問い合わせして下さい。

衛生

健康増進の分野で親しまれている
「ラジオ体操」も簡易保険が主催
で、加入者の健康と福祉増進につ
とめています。

このように簡易保険は国民保険
としての使命に徹し、今後さらに
いっそうの普及をはかるように努
力をつけていますが、簡易保険
が発足した十月一日にちなんで、
十月を「簡易保険月間」と名づけ
全国の郵便局で記念行事を開催し
よりいっそうのご理解とご協力を
呼びかけることにしています。

検察審査会

○あなたは、こんな場合どうした
らよいか?

詐欺、おどし、交通事故など犯
罪の被害にあつて、警察や検察庁
に訴えたが、検察官がその事件を
裁判にかけてくれない。どうも納
得できない。こんな不満をもつて

いる方はいませんか?そういう方
はそのまま泣き寝入りしないで、
検察審査会にご相談ください。

○検察審査会とは
選挙人名簿をもとにして「くじ」
で選ばれた十一名の検察審査員が
検察官のした仕事のやりかたを審
査するための制度です。

○どんな仕事をするところか、
検察官のした不起訴処分によし
あしを審査するのが、おもな仕事
の一つです。検察審査会は、その
ために検察官のつくった不起訴記
録を調べたり、必要に応じて証人
を呼んだり、場合によっては実地
見分などをもつて議決します。そ
の議決を参考にして検事正が事件
を起訴すべきだと考えたときは、
起訴の手續がとられます。

○事件の審査をしてもらうには、
犯罪を告訴、告発した人や犯罪
によって害をうけた人で、検察官
の不起訴処分に不服のある方は、

去る十月十四日午前八時三〇分
頃、海老津金比羅階切にて死亡事
故が発生しました。この階切は下
り線の見通しが悪く危険な場所で
す。利用者は充分注意してくださ
い。

「死の近道より安全 なまわり道」

去る十月十四日午前八時三〇分
頃、海老津金比羅階切にて死亡事
故が発生しました。この階切は下
り線の見通しが悪く危険な場所で
す。利用者は充分注意してくださ
い。

初心運転者

マークの案内



○道路交通法、同施行規則が改正
され、初心運転者は昭和四十七年
十月一日から車を運転するとき、
「初心運転者マーク」を表示しな
ければなりません。

初心運転者とは、昭和四十七年

だれでも審査の中立てをすること
ができます。

中立てには費用はいりません。
中立ての手続については、検察審
査会の事務局にお問い合わせくだ
さい。中立て用紙も事務局に用意
してあります

〒(803) 北九州市小倉区金田町三丁目
福岡地方裁判所小倉支部内
小倉検察審査会事務局
電話 五六一一三四三二

十月一日以前に普通免許を受けて
一年に達しないもの(免許の効力
が停止された期間を除く。)およ
び十月一日以後に新しく免許を受
けた人をいいます。
ただし免許の交付前六ヶ月以内
に普通自動車運転できる免許(

外国免許を含む。)を受けていたことがある人は、その免許経歴により、表示義務が免除され、または表示期間が短縮されることなっています。

○マークの取付位置

- 1、マーク矢印を下部に向け、地上高さ四〇糎以上羽根の上部が一二〇糎以下とすること。
- 2、車の前方(ウインドガラスにつけてはいけません。)と後方(後面ガラスにつけることは)

レジャー・マイカーによる

交通事故防止!!

- 「スピードの出しすぎ、楽しいレジャーをふいにする」
- 「寝不足で、ハンドル持つな持たせるな」
- レジャー中の死亡事故の三大原因であるスピードの出しすぎ、過労、居眠り運転、わき見運転を防止するため、次の呼びかけをしましょう。
- スピードの出しすぎノ
レジャー事故の70パーセントが時速70キロメートル以上のスピードを出している。
- 過労・居眠り運転ノ
睡眠不足、長時間運転などのいわゆる過労運転の事故が多い。レジャーは無理のない計画で、運転中は2時間ごとに休憩をとる。

きますが、傾斜が大きい場合は後方から見えにくいので駄目です。)にすること。

- 3、車の前方、後方とも右側部分につけること。

以上のように規制されましたがこのマークは、左記のところで、あつせんしています。

- 1、折尾交通安全協会
- 2、岡岡町役場総務課

○ わき見運転ノ

カーラジオや談笑など車内のムードにつられてわき見運転をし、死亡事故を起こしている。運転中は、安全確認を呼称して、注意力を運転に集中させ、同乗者も安全確認に協力する。

!! 初心運転者に対して!!

昭和47年10月1日から、次の人が1年間普通車を運転するときはその車の前と後に「初心運転者標識」をつけなければならない。

- 普通免許を昭和47年10月1日以降に新しく受けた人。
- 普通免許を昭和47年10月1日以前に受け、期間が1年に達しない人。

自衛隊生徒募集!!

1、受付期間

昭和四十七年十一月一日(水)から同年十二月三日(土)まで

2、採用予定数

陸上自衛隊生徒 約五二〇名
海上自衛隊生徒 約二〇〇名
航空自衛隊生徒 約一〇〇名

3、受験資格

昭和四十八年四月一日現在十五才以上十七才未満(昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までに出生した者)の日本国籍を有する男子で中学校を昭和四十八年三月に卒業する見込の者およびそれ以前に卒業した者。

4、試験

(1)第一次 昭和四十八年一月七日
(2)第二次 昭和四十八年一月二十日

(一次合格者のみ)

5、合格者の発表

昭和四十八年三月六日(火)

6、入校先

陸上 昭和四十八年四月上旬
海上 昭和四十八年四月上旬

航空 昭和四十八年四月上旬
航空自衛隊第四術科学校

7、志願書類の請求、提出先

福岡市中央区城内二番一号
福岡地方連絡部
電話(七八)〇三六一
航空自衛隊芦屋基地内
福岡地連芦屋分駐所
電話(二三)〇九八一

シンナー・接着剤の乱用規制!!

〔規制内容〕

- 顔のつやがなくなり、口のまわりが白くなります。
- 食欲がなくなり、元気がなくなります。
- おこりっぽく、乱暴したり、感情が急変します。
- 記憶力が低下し、学力が落ちます。
- 理性を失ない、悪いことをします。
- 脳や内臓が侵され、最後は「きちがい」になります。
- 一度に多量を使用したり、常用すると中毒や呼吸困難を起こし死亡することがあります。

住宅無料検診

近年シロアリによる、住宅被害が急激に増加しつゝあります。町当局としては、明るい町づくりの一環として、昨年度住宅の無料検診を実施いたしました。結果は非常に好評でしたので、昨年度検診をお受けにならなかった方のために、本年もう一回実施することにしたため、希望される方はこの機会にお受けになります。まずようお知らせいたします。

記

- 調査戸数 四九八戸
- 健全家屋 二八九戸
- 不健全家屋 二〇九戸
- ④被害を受けているもの 四八戸
- ⑤敷地内に白アリ生息せるもの 八七戸
- ◎環境不健全なもの

(折尾警察署)

七四戸

右のうち
①について即刻駆除しなければならぬもの
②については、ここ一年〜二年のうちには必ず家屋に侵入するもの
(早期治療)
③については左記のとおり
④床下多湿
床下の湿気が多く、極端な例では床下に水溜りになっているところがあるもの
⑤通風不良
通風口の不足や、基礎構造の関係で床下通風が悪く、水溜りとあわせて腐蝕菌が繁殖しているもの
⑥排水不良
排水管が破損していたり、浴室水もれなどで水溜りになっているもの
⑦その他建築上の問題点のあるもの

シロアリ予防の立場から、建築構造上の関係で、問題のあるものは今後の維持管理に留意すれば改善可能と思われる。
以上第一回無料検診結果の概要をご参考までにお知らせいたしました。が、ともかく住宅を自アリから守る第一の秘訣は、床下通風を良くして湿気を取除く事が第一です。この点充分注意して下さい。
無料検診ご希望の方は、各区長さんを通じて十一月十五日まで土木課へ申し込み下さい。

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄附

- 一、戸切区 故大村サワ殿 89才
昭和47年8月13日死亡
大村信太郎より
- 一、吉木 故岩村英子殿 22才
昭和47年9月4日死亡
岩村茂一殿より
- 一、西黒山区 故小野研治殿 60才
昭和47年9月15日死亡
小野実男殿より
- 一、山田 故松永チエノ殿 71才
昭和47年9月11日死亡
松永潔殿より
- 一、海老津区 故長岡キミ子殿 53才
昭和47年9月21日死亡
長岡忠殿より
- 一、糠塚区 故田原チヨ殿 86才
昭和47年10月9日死亡
田原武男殿より
- 一、上畑 故神谷ウシ殿 92才
昭和47年9月30日死亡
神谷篤殿より
- 一、吉木区 故徳永季子殿 67才
昭和47年8月27日死亡
徳永栄吉殿より
- 一、手野区 故太田トミ殿 89才
昭和47、9、4死亡
太田静夫殿より
- 一、上高倉区 故安部信夫殿 73才
昭和47年9月7日死亡
安部正殿より

老人クラブへ香典返し寄附

- 一、三吉区 故藤村保殿 73才
昭和47年8月14日死亡
藤村保次殿より
- 一、吉木区 故徳永季子殿
- 一、手野区 故太田トミ殿
- 一、上高倉区 故安部信夫殿

議会だより

第三回定例会は九月十九日招集され会期は十二日と決定、次の議案が可決された。

議案第六十二号
大字の区域変更について
大字吉木字汐入三筆を大字三吉字汐入に編入、大字吉木字汐入五筆を大字三吉字安道に編入
議案第六十三号
昭和四十六年度岡垣町上水道事業特別会計決算認定について
議案第六十四号
中間市の公の施設の設置及び本町住民の使用に関する協議について
中間市の水道施設を本町内に設置し本町住民の使用に供させること

とについて協議するため

戸切字三牟田地区が遠賀町の水道を使用していたものが中間市に移管されたため
議案第六十五号
岡垣町税条例の一部を改正する条例(案)

地方税法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第十一号)地方税法施行令、地方税法施行規則の一部が改正されたため
議案第六十六号
昭和四十七年度産廃地開発就労事業内浦・湯川線改良舗装工事請負契約について

- 1、契約の目的
内浦・湯川線改良舗装工事
- 2、契約の方法
指名競争入札による契約
- 3、契約金額
三五、〇六七、〇〇〇円
- 4、契約の相手方
岡垣町大字海老津
小西建設株式会社
- 5、工期
自昭和四十七年七月二十日
至昭和四十八年三月二十五日

議案第六十八号
岡垣町特別職報酬等審議会条例の制定について
審議会の制度により特別職報酬等を第三者の公平な判断を仰ぐため
議案第六十九号
岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

老人ホーム等に収容されている者に対する国民健康保険の適用除外のため
議案第七十号
昭和四十七年度岡垣町一般会計補正予算(案) 第三号
歳入歳出予算の繰越に歳入歳出それぞれ一〇八、八九三千円を追加し、歳入歳出予算の繰越を歳入歳出それぞれ八三九、一四五千円とする
議案第七十一号
昭和四十七年度岡垣町上水道事業特別会計補正予算(案) 第二号
収益的収入及び支出
収入

補正の額 一、三二〇千円
補正後の額 四二、一二八千円
支出
補正の額 一、八一〇千円
補正後の額 四五、〇〇七千円
以上
岡垣町議会議務局

公民館対抗相撲

十月九日、恒例の公民館対抗相撲大会が、高倉神社で開催されました。結果は次のとおりでした。

団体の部
優勝 吉木B
準優勝 高倉A
三位 吉木A
個人一般の部
優勝 早川豊繁(吉木)

野球部から

個人中学生の部
優勝 原田元男(吉木)
個人小学生の部
優勝 刀根哲也(吉木)



本年度も郡民体育大会を最後に杯
協野球部も日程を終了しました。
今後の抱負なり希望を述べて皆
様の御協力と御理解を、お願いし
たいと思います。

昭和25年第一回公民館対抗野球
大会が開催されて以来、21回の本
年度大会まで毎年20〜30チームの
参加で優勝を争って来ましたが、そ
の間少年野球大会から少年ソフト
ボール大会となりましたが、小中
学生の公民館対抗も行ない、本年

度で7回を数えております。野球
大会も初めの数年は、服装も規則
きず選手も思い思いのスタイルで
で、中には麦藁帽にハダシで出場
する人もいて、文字通りの草野球
でしたが、年を経るに従って全員
ユニホームとまではいきませんが
トレパンに運動靴、野球帽と一応
整って来ました。しかしスパイク
使用の点が小中学校の校庭を借用
しております関係で、きびしく規
制され今日に至るも、スパイクの
使用はピッチャーの投球

時だけが黙認の形で許さ
れている現状です。我々
野球部関係者としてしまし
ては思い切り野球の試合な
り練習のできるグラウンド
の必要なことを痛感して
おります。大会の運営面
におきましては、数少
くない休協野球部役員で
はありますが、各区の体
育委員さん、各チームの
監督さんなどの御協力を
頂き、まずまず軌道に乗
った感じです。今後の課
題は大会の今一層の充実
のためにグラウンドの確保
が必要だと思われま

百万都市のベクトルタウンとして
年々急速な発展と、人口の増加を
みている岡垣町として、町営の総
合グラウンドが一つ位あっても決し
て贅沢ではないと思えます。野球
部としましては度々関係方面に総
合グラウンド建設を、お願い致して
きましたが、いまだに実現の見通
しもたっていない現状です。もちろ
ん一挙に望むのは無理と思えます
がまず用地の確保を計画されて近
い将来の実現に一步を踏出して頂

福智山登山中止

十一月十五日、福智山登山を予
定していましたが平日のため参加
人数が少な

きたく、関係方面の勇断を期待い
たします。
尚紙面を借りまして役員を紹介
をさせていただきます。
部長 麻生治正
役員 高山順之・須崎義弘
平田正治 高山典之
石井要祐 清水末彦
田代栄一 上田敬幸
下川武行 石田豊海
高野清美
体協野球部

壮年体力テスト

あなたは自分の年齢に相応した
体力をもっているでしょうか。自
分の体力をたしかめ、自分の体力
を高める方法を見つけるため、壮
年体力テストを実施します。奮つ
て参加下さい。
期日 十一月十五日(水曜) 九時

三十分
場所 岡垣町中央公民館
対象は、三十才以上六十才までの
男女です。体操のできる服装で、
(ズックばきが望ましい) 参加下
さい。
公民館

作文・論文募集!!

青少年が心身に健やかに逞ま
しく成長することは、すべての人
びとの願いであります。そのた
めには、青少年自身が自らの立場

を自覚し、進んで自己啓発をはか
り、自己及び社会の明るい未来を
切り開くために、周囲の人びとと
協力し合いながら積極的に、その

実現のために努力することがので
まれます。同時に、社会のあらゆ
る分野で青少年の意見を正しく吸
収することにとつとめ、青少年の努
力に対する援助をすることが必要
であります。左記のとおり募集し
ますのでふるって応募してくださ
い。

○ 応募資格

作文の部 満16才未満の者(昭和
47年11月30日現在)

論文の部 満16才以上満26才未満
の者(昭和47年11月30日現在)

○ 主題

作文の部 「こんな社会をつくり
たい」

論文の部 「社会参加についての
わたしの提案」

○ 応募の方法

(1) 1名1点に限ります。
(2) 作品は作文の部四百字詰原稿用
紙5枚以内、論文の部10枚以内と
します。

(3) 作品はたて書とし、できるだけ
万年筆・ペンを使用してください

(4) 住所・氏名(ふりがな)・性別
・生年月日・職業および勤務先
(在学中の者は学校名と学年)を作
品の頭初に書いてください。

(5) 本人の作品で未発表のものに限
ります。

(6) 作品、添付資料等は返却いたし
ません。

○ 作品送付先
〒151 東京都渋谷区代々木神

岡垣風土記

天保郷帳

岡垣3の1社団法人青少年育成国民会議。
電話 03・460・4151
○ 締切期日

昭和47年11月30日(消日消印有効)
※詳細は中央公民館へ御連絡ください。

天保五年、筑前各郡各村別に來の石高(生産高)を記したものがあつた。これを天保郷帳という。岡垣の關係だけを記す。(一)内は昭和四十六年産米で、一反七俵二斗四升出来たこととして計算した生産高。小数字は石	手野村 一〇八五、八六九三 (二〇七六、七)
高倉村 五八一、一〇五〇 (二四四八)	波津村 一六八、二二八八 (四四三、三)
内浦村 五一〇、七二四〇 (八二〇、〇七)	三吉村 五三二、八七三三 (二二三三、三)
海老津村 二九二、二四四九 (七一七、四)	吉木村 一、五五〇、八五二二 (二六一〇)
糠塚村 八三三、〇二〇〇	松原村 (吉木村枝郷) 一、二九、三〇五八 (九三九、三)
黒山村 三二〇、九七四〇 (二九二三、四)	野間村 二八〇、七〇九〇 (九七八、七)
藤崎村(黒山村枝郷)	上畑村 一六六、四〇七〇 (六六六、七)
原村 三〇一、八四八五 (六三〇)	山田村 七八六、七三〇二 (八〇六、七)
	戸切村 四六六、五一七八 (二七六六)

明治十一年の耕宅地等

明治十一年十月、当時の部長より報告されたもの当時の遠賀郡の郡長不破国雄

村	耕宅地	戸数	人数
波津、原	八八町	一六三	八七八
内浦、三吉、手野	二三五	二二八	一、二六四
吉木	一九六	一九四	一、〇一八
野間、高倉、上畑	一五八	一六六	八七三
山田、戸切、海老津	二二一	一七二	九三三
糠塚、尾崎、黒山	三二二	二五七	一、三〇五

公民館

高等理容美容学校 生徒募集!!

- 募集人員(昼間課程)
 (1)理容科 一〇〇名
 (2)美容科 一〇〇名
 応募資格
 (1)学歴 中学校卒業またはこれと同等以上の学歴を有する者。
 (2)年令 制限ありません。
 修業年限 一か年
 授業内容 理容師、美容師資格取得のためのコースとして厚生省令による理容、美容全般にわたる学科実技を教授します。
 入学手続
 (1)提出書類
 ①願書(本校所定の用紙、または職業相談票でもよい)
 ②最終学校の卒業証明書および成績証明書(または卒業見込証明書)
 ③戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- ②写真一枚 願書に貼る(脱帽、上半身、名刺型)
 ③健康診断書 保健所または病院の診断書
 ④一次募集期間 S 48、1、10 S 48、1、22
 ⑤日時 S 48、1、26 午前9時30分
 ⑥合格発表 S 48、1、31
 ⑦場所 本校講堂
 ⑧考查科目 国語と面接
 ⑨二次募集期間 S 48、3、19 S 48、3、28
 ⑩日時 S 48、3、29 午前9時30分
 ⑪合格発表 S 48、3、31
 ⑫場所 考查科目は一次に同じ。詳細は、八幡区勝山町5丁目北九州市立高等理容美容学校か電話 651・4775へ連絡ください。
 ◎北九州市立高等理容美容学校

卓球の練習

中央公民館でやっている卓球は今まで指導者がいなかったため野放しになっていたが、十月末から指導者をつけ、スポーツとしての卓球を進めていきます。

- スポーツマンとしてのマナー(礼儀)を守って下さい。
 1、来た時と帰る時は、公民館職員か管理人に届ける。
 2、準備運動をする。
 3、色物を着る。
 4、ズックをはく。
 5、始終真面目にし、礼儀を重んずる。
 6、競技をする時は、始めと終りにあいさつをする。
 7、道具はていねいにあつかう。
 8、後かたづけをする。

練習日 指導時間

曜日	練習時間	指導時間	対象者
月	5時~6時		一般男女
火	5時~6時	5時半~6時半	小学生
水	1時~3時	2時~3時	一般男女
木	3時~5時		小学生
金	1時~5時		全

◎ すべて午後時刻です

公民館